

## 転居にかかる費用について（概要）

赴任に際し転居した職員に対しては、引越しの諸経費に充てるため「転居費」が支給されます。

- 引越の方法に応じて、転居費の支給対象となる費用が異なります。
  - ※ 対象費用の全てが転居費として支給されない場合もあります。  
Q & Aも参照してください。
- 転居費の対象費用及び必要書類は次のとおりです。
  - ※ 必要書類が準備できない場合には、転居費が支給できない場合があります。  
**特に、見積書、領収書等については、取得・保管を忘れないようにしてください。**

| 引越しの方法        | 対象費用                                                                                                         | 必要書類                                                                                                                                                                                              |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 引越業者に依頼       | <ul style="list-style-type: none"><li>・最も安価な引越業者に依頼した費用</li><li>・資材代</li></ul>                               | <ul style="list-style-type: none"><li>・引越業者2社以上の見積書</li><li>・最も安価な引越業者へ依頼した領収書</li><li>・資材代の領収書</li><li>・移転を証明する資料</li></ul>                                                                      |
| 宅配便を利用        | <ul style="list-style-type: none"><li>・資材代</li><li>・宅配料金</li></ul>                                           | <ul style="list-style-type: none"><li>・引越業者へ依頼するよりも安価であることが分かる書類</li><li>・資材代、宅配料金などの全の領収書</li><li>・送り状やレシート等の宅配便の内容、箱数、金額が分かるもの</li><li>・移転を証明する資料</li></ul>                                     |
| 自家用車・レンタカーを利用 | <ul style="list-style-type: none"><li>・資材代</li><li>・自家用車の燃料代</li><li>・レンタカー料金</li><li>・高速道路利用料金 など</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・引越業者へ依頼するよりも安価であることが分かる書類</li><li>・レンタカーを利用する場合には、借入期間・車種・オプションが最低限であると判断できる資料</li><li>・自家用車の燃料代、レンタカー料金、高速道路利用料金、資材代などの全の領収書</li><li>・移転を証明する資料</li></ul> |

※ 「移転を証明する資料」は、住民票、引越業者に依頼した際の領収書、県公舎使用許可を受けたことを証明する書類、賃貸借契約書（併せて郵便物等により居住実態を確認する必要あり。）など

赴任に際し転居した職員に対しては、その移動に係る経費（交通費）も支給されます。家族とともに転居した場合には、家族の移動に係る経費も支給されます。

- 移動の際に次の交通機関を利用した場合には、領収書の提出が必要となります。取得・保管を忘れないようにしてください。
  - ・特急料金が発生する電車
  - ・飛行機
  - ・船舶
  - ・路線バス以外のバス など
- ※ 領収書は、宛名、金額、内容（利用日、利用区間、便名等）、発行日、発行者が記載されている必要があります。

# 転居にかかる引越し代について（Q&A）

## Q1 転居費の対象とならない費用はどんなものがある？

○ 以下の経費が対象外となります。

- ・ピアノ、美術品・骨董品、ペット、庭石・植木のように、個人的趣味で大型なものや個人的な嗜好の強いものを運搬等する際の追加費用
- ・自家用車、オートバイ等を運搬等する際の追加費用
- ・荷造、荷解にかかる追加費用（いわゆるお任せパック等を利用したことによる追加費用であり、追加の作業員に係る補助車両費を含む。）
- ・工事、設置等に係る追加費用  
※ 但し、エアコン・暖房器具・ガス器具・洗濯機の取外し・取付け工事費用及び取付けに必須の付帯工事費用については、支給対象とする。
- ・家具、家電等の購入費及びレンタル料
- ・不用品、不要品、粗大ごみ回収費用
- ・敷金、礼金、仲介手数料等（民間賃貸住宅等へ入居する際の初期費用）
- ・友人等の手伝い者の謝礼及び食事代 など

## Q2 引越業者に依頼して引越しを行う場合の注意点は？

- 転居費を支給するに当たっては、支給対象経費を確認する必要がありますので、経費の内訳がわかる見積書を取得する必要があります。（別添の様式を参考にしてください。）  
また、公費の適正な支出を図る必要がありますので、2社以上の引越業者から最も安価なプランで見積書を取得し、支給対象外経費を除いた額のうち、最も安価な額の見積書を提示した引越業者へ依頼した場合に、当該引越し費用が転居費として支給されます。

## Q3 引越業者に依頼して引越しを行う場合には、必ず2社以上の見積書が必要？

- 引越業者から取得した見積書の額が「転居費目安額」以下であり、当該引越業者に依頼する場合には、複数の見積書の取得を省略することができます。  
※ 2社以上の見積書の取得が可能な方は、これによらずに2社以上の見積書を取得いただければ、通常の手続きにより転居費の支給を受けられます。

### 【転居費目安額（抜粋）】

単位：円

| 同居親族の有無<br>路程<br>(鉄道換算距離) | 同居親族と<br>移転する場合 | 単身で<br>移転する場合 |
|---------------------------|-----------------|---------------|
| 50km未満                    | 93,000          | 46,500        |
| 50～100km未満                | 107,000         | 53,500        |
| 100～300km未満               | 132,000         | 66,000        |
| 300～500km未満               | 163,000         | 81,500        |
| 500～1,000km未満             | 216,000         | 108,000       |
| 1,000～1,500km未満           | 227,000         | 113,500       |
| 1,500～2,000km未満           | 243,000         | 121,500       |
| 2,000km以上                 | 282,000         | 141,000       |

新規採用の方の「路程」は、  
・旧居住地⇄新居住地  
・旧居住地⇄新在勤公署（勤務先）  
を比較し、距離が短い方を基準とします。

※ 「路程」は、鉄道換算距離（鉄道片道営業キロ＋陸路の片道×4）で計算します。

※ 左の表は、新規採用職員の一般的な区分の抜粋であり、経歴や学歴によっては区分が異なる可能性があります。

# 転居にかかる引越し代について（Q&A）

## 【路程（鉄道換算距離）例示】

|                |   |                    | 路程<br>(鉄道換算距離) |
|----------------|---|--------------------|----------------|
| 秋田県庁舎<br>(秋田市) | ⇔ | 鹿角地域振興局<br>(鹿角市)   | 100～300km未満    |
|                |   | 北秋田地域振興局<br>(北秋田市) | 50～100km未満     |
|                |   | 山本地域振興局<br>(能代市)   | 50～100km未満     |
|                |   | 由利地域振興局<br>(由利本荘市) | 50～100km未満     |
|                |   | 仙北地域振興局<br>(大仙市)   | 50～100km未満     |
|                |   | 平鹿地域振興局<br>(横手市)   | 50～100km未満     |
|                |   | 雄勝地域振興局<br>(湯沢市)   | 100～300km未満    |

|                |   |                        | 路程<br>(鉄道換算距離)  |
|----------------|---|------------------------|-----------------|
| 秋田県庁舎<br>(秋田市) | ⇔ | 青森県庁<br>(青森県青森市)       | 100～300km未満     |
|                |   | 岩手県庁<br>(岩手県盛岡市)       | 100～300km未満     |
|                |   | 山形県庁<br>(山形県山形市)       | 100～300km未満     |
|                |   | 宮城県庁<br>(宮城県仙台市)       | 100～300km未満     |
|                |   | 福島県庁<br>(福島県福島市)       | 300～500km未満     |
|                |   | 秋田県東京事務所<br>(東京都千代田区)  | 500～1,000km未満   |
|                |   | 秋田県名古屋事務所<br>(愛知県名古屋市) | 500～1,000km未満   |
|                |   | 秋田県大阪事務所<br>(大阪府大阪市)   | 500～1,000km未満   |
|                |   | 秋田県福岡事務所<br>(福岡県福岡市)   | 1,500～2,000km未満 |

## Q4 2社以上の見積書を取得したけど、1番安価な見積りを出してくれた業者に頼まない と転居費は支給されないの？

転居費の支給は受けられますが、転居費の支給額は、「最も安価なプラン」で「最も安価な金額を提示した業者」の見積額が上限となります。

## Q5 引越業者はどうやって探せばいいの？

### 1. メタサーチサイトの利用

引越しメタサーチサイトとは、希望日や荷物量等を一度入力するだけで多くの業者から概算の見積りが取れる「引越業者紹介サイト」です。登録をすると、提携業者から概算の見積りが提示され、その後直接業者とやり取りをして実地等の見積りを行います。

### 2. 引越安心マーク制度（引越事業者優良認定制度）の認定業者の利用

公益社団法人全日本トラック協会HPにおいて、安全・安心な引越サービスを提供すると全日本トラック協会が認めた引越事業者を、引越優良事業者として認定し、該当事業者には優良事業者の証として「引越安心マーク」が交付した業者のリストを紹介しています。

### 3. 個人事業主等の利用

個人事業主で構成される組合などに依頼した場合、対応可能な個人事業主を紹介してもらえるサービスもあります。

## Q6 宅配便や自家用車で引越を行う場合に提出する「引越業者へ依頼するよりも安価であることが分かる書類」とは？

○ 主に引越メタサーチサイトの検索結果を想定しています。

公費の適正な支出のため、経済的な方法により引越すことを推奨していますので、引越業者へ依頼するよりも安価であることを要件としています。

## Q7 自家用車やレンタカーを利用して引越しを行う場合の注意点は？

- 次の場合には、引越しにかかった費用の全額が支給されない場合があります。
  - ・ レンタカーを借りる場合、引越しに適さない車種を高額で借りた場合
  - ・ レンタカーを使って、私事旅行を行った場合（必要以上に長くレンタルした場合）
  - ・ 自家用車を利用する場合、引越し以外の日常生活でガソリンを消費した状態で満タンまで給油し、全額の請求を行った場合
  - ・ 明らかに経済的な経路ではない高速道路料金が含まれている場合
  - ・ 通常引越しに必要としない不用なレンタカーのオプションサービスを含んで請求があった場合
  - ・ 荷物の運搬に複数回の往復が必要な場合であって、引越し業者の相場よりも高額となる場合
  - ・ 引越しとは関係なく、私的な事情で駐車し駐車場代が発生した場合
- また、燃料代（ガソリン代）について転居費の支給を受ける場合には、転居に使用する前に燃料を満タンにしたうえで、転居に使用後に再び燃料を満タンにした際の領収書を提出する必要があります。

## Q8 引越しをしたけど、転居費が支給されない場合はあるの？

- 転居費は、新規採用職員が、その採用に伴い転居を必要とする場合に支給されるものであるため、現在の居住地から通勤することが可能であり、転居が不要と考えられる場合（同一市町村内での転居など）などについては、転居費が支給されません。
- また、経済的・合理的な経路ではないと判断される場合には、転居に要した費用の全額が支給されない場合があります。

## Q9 必要書類は、いつ提出するの？

- 採用日以降、配属先から連絡がありますので、それまでお待ちください。（個別の転居費の詳細については、配属先や職位が決定し、居住地が確定した状態で計算しますので現段階ではお知らせできません。）

# 引越業者に依頼する場合の留意点 (参考)

## 引越業者に依頼する場合の転居費額



